

特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、町道水越線法面改修工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - (1) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 適用区分「広島」及び「世羅町」
 - (2) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 1-1-3-1「主任技術者及び監理技術者の変更」～1-1-3-3「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者」及び1-1-3-11 現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施
※土木工事共通仕様書の適用について疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。
※土木工事共通仕様書は、広島県の調達情報のページを参照（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）
 - (3) その他関連規格類

第2節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、世羅町が定める「現場代理人及び主任技術者等の配置について（令和7年4月1日適用）」に定める条件を満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/143324.pdf>
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（世羅町の休日を定める条例（平成16年世羅町条例第3号）第1条に規定する町の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者又は兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。
※様式は、世羅町のサイト「入札契約」に掲載している。

第3節 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの対象であり、実施については土木工事共通仕様書1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事であり、「世羅町週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。なお、実施要領に基づき提出する様式「休日取得計画表」等は「広島県の調達情報＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載されているものを使用すること。

第5節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
 - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第6節 建設発生土の取扱い

- 1 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、500m³以上の建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。 ※様式は「広島県の調達情報＞様式集＞建設工事関係_建設副産物関係様式」にあるものを使用する。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 2 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 3 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 4 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 5 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 6 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 7 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 8 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する５（１）～（５）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード
- (4) ５の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 施工条件

- 1 交通誘導員・警戒船・保安要員
施工中、施工箇所及び迂回路案内として交通誘導員10人/日の配置を見込んでいる。

第1節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
搬出場所 大見碎石(株)上安田処分場（世羅町大字安田）
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第3章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。